

No. 42

### 小作爭議調查表

(昭和十年四月分)

財團 協調會 福岡出張所

場 所	地 主 關 係 人 員	地 主 關 係 團 體	原 因	事 要 項 求	經 過
京都府橋本市村大分長尾	地主 宮野 政市 小作人 林 新治	關係地 種類面積 四六及二畝三千五步	小作人は九年度旱魃に依り被害を爲す小作料五割減を奉り申上りて之を地主は被案戸として否をせりと因り。	小作料五割減要求	二月二十一日地主は行橋に裁判所に小作調停を申請す。請求の訴記を附す。 二月二十七日付口入石一斗の負債額全二百五十錢五厘の假免押を命ず。 三月七日第一回之判に於て地主は平年作一休人の五割減を主張し是を以て次回は双方共証人二名を出廷せしめるとし十九日第二回之判則延の予定。 小作人は農氏親を加入して問題と有罪に當りかんとし三月七日全農親を加入し小作調停を申請す。 四月十六日村長場長調停委員会附傍地主は一割減迄進歩を申出た。小作人は五割減を固持し決別を志したる。後負の任力斡旋により是れにて解決す。

備 考	結 果
	坪高二十八歩と計案(四月二十日各々郵送す)